

別添 豊橋市消防本部指導指針
消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

8 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

エ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が、それぞれ当該防火対象物の延べ面積の47.5%から52.5%までの範囲にあるとき（アに規定するときを除く。）は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

第1-4表（一部抜粋）

参 考 図		用途判定
エ		複合用途防火対象物 (注) 令別表対象物と一般住宅の 複合用途防火対象物

13 仮設建築物

仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

なお、屋内消火栓設備を設置しなければならない仮設建築物では、延べ面積または開口部の状態によらずパッケージ型消火設備を設置することができる。

第2 収容人員の算定

2 共通の取扱い

(3) 「固定式のいす席」とは、個々の椅子が一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。

3 令別表第1の各項ごとの取扱い

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-2表に定める方法によること。(第2-4図参照)

第2-2表

区分	算定方法	
(2)項 (3)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式の椅子席が設けられている場合は、当該椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。
	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数。

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式の椅子席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。

(エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。

(カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊ぶことができる者の数とする。

(キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

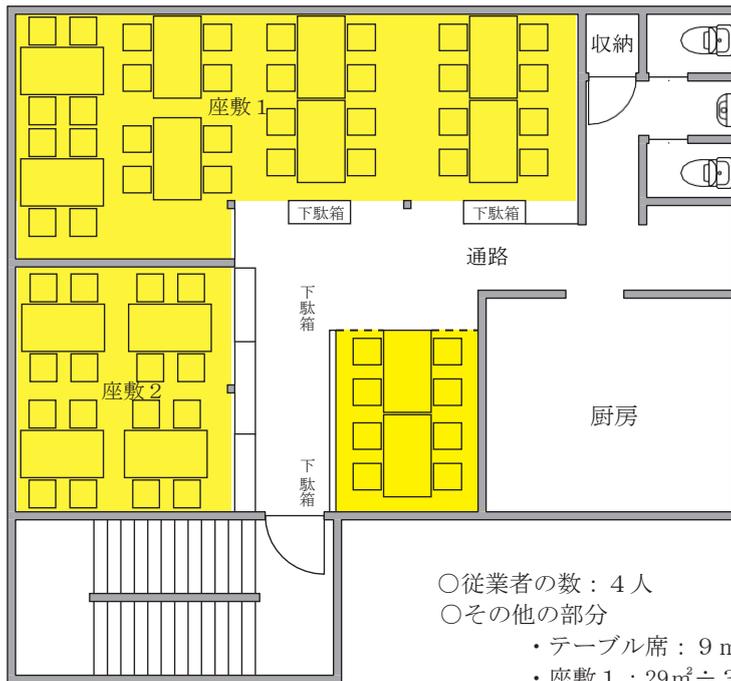
ウ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊ぶことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。

エ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式の椅子席が設けられている場合」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(ア) ボウリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

- (イ) カラオケボックスの受付周辺等の休憩場所、待合場所及び各ルーム内
- (ウ) 前(ア)及び(イ)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所
- オ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。
- カ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。
- キ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。
- (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
- (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
- (ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
- (エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
- (オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分
- (カ) 屋上ビアガーデンの客席部分
- ク インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外の椅子が設けられている場合において、当該固定式以外の椅子が常時同一の場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないように固定的に使用されるときは、当該固定式以外の椅子を固定式の椅子とみなし、算定すること。

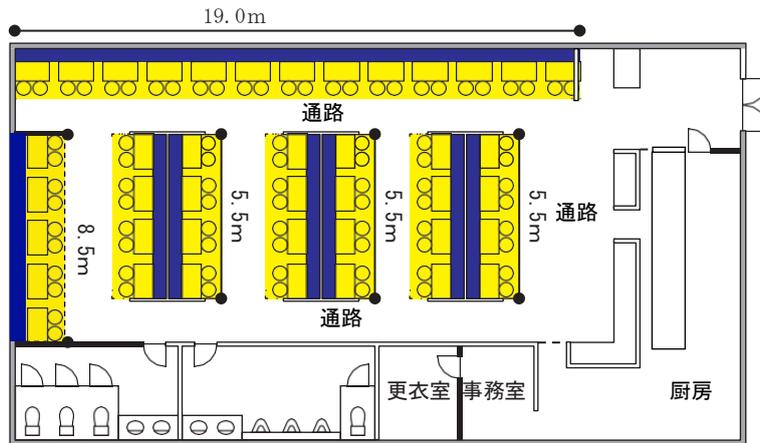
(飲食店の算定方法例) その1



- 従業者の数：4人
- その他の部分
 - ・テーブル席： $9\text{ m}^2 \div 3 = 3 \rightarrow 3$ 人
 - ・座敷1： $29\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 9.6 \rightarrow 9$ 人
 - ・座敷2： $11\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 3.6 \rightarrow 3$ 人

階収容人員：19人

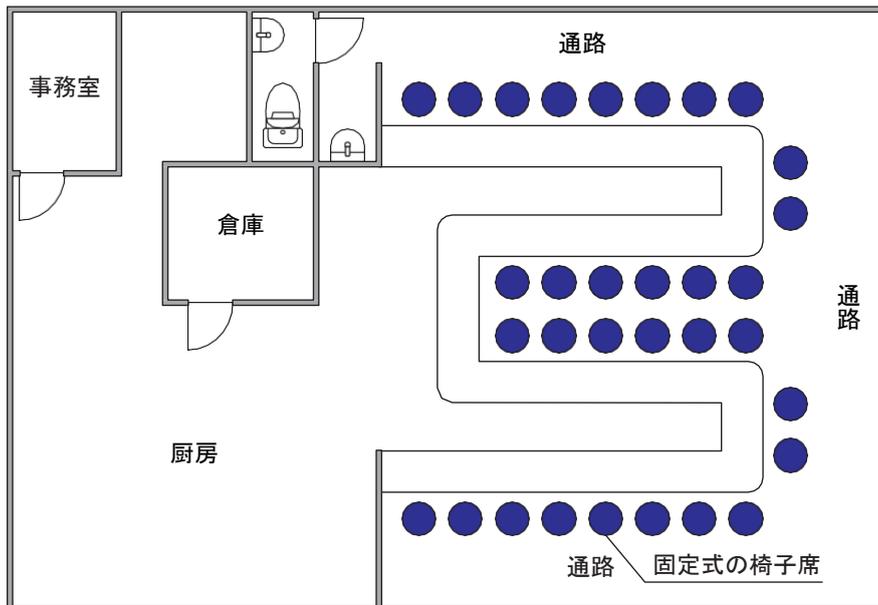
(飲食店の算定方法例) その2



- 従業者の数：6人
 - 飲食の用に供する部分
 - 固定式の椅子席（長椅子）
 - ・ $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
 - ・ $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
 - ・ $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人 $\times 6 = 66$ 人
 - その他の部分
 - ・ $(19\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (8.5\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (5.5\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2 \times 6\text{か所})$
 - 9人 + 4人 + 2人 $\times 6$ か所 = 25人
- ※その他の部分の客席は横幅m \times 1.5mを占有すると考慮する。▲

階収容人員：152人

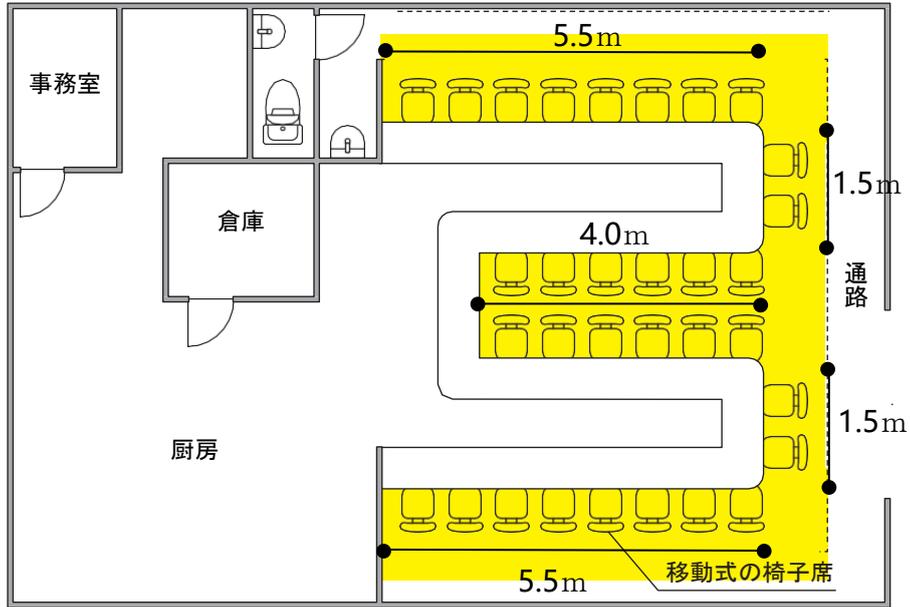
(飲食店の算定方法例) その3



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式の椅子席）：32席→32人

階収容人員：35人

(飲食店の算定方法例) その4



○従業者の数：3人

○飲食の用に供する部分（その他の部分）：

$$(5.5\text{m} \times 2 + 4.0\text{m} \times 2 + 1.5\text{m} \times 2) \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2 = 11 \quad 11\text{人}$$

※その他の部分の客席は横幅 $\text{m} \times 1.5\text{m}$ を占有すると考慮する。▲

階収容人員：14人

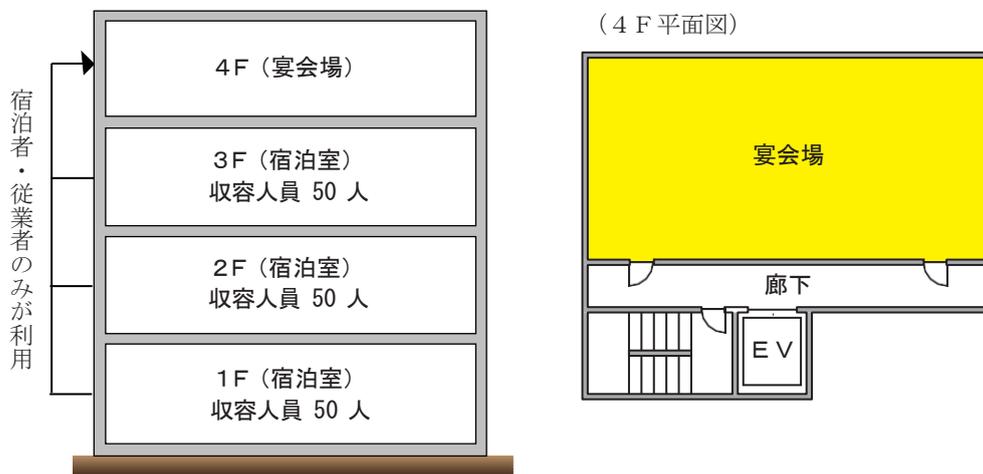
(4) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-4表に定める方法によること。(第2-7図参照)

第2-4表

区分	算定方法
(5)項イ	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数</p> <p>(2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6m^2（簡易宿所及び主として団体を宿泊させるものにあつては、3m^2）で除して得た数</p> <p>3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。</p> <p>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を3m^2で除して得た数</p>

- イ 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とすること。
- ウ 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
- エ 和式の宿泊室を単位面積当たりで除した際に生じる1未満の端数は切り上げるものであること。
- オ 和式の宿泊室の床面積は畳部分とし、前室、押入れ、床の間、浴室及び便所等は含めないものであること。
- カ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- キ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。
ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- ク 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。
- ケ ベッド又は布団の代替としてマットレスを使用する場合には、洋室、和室を問わずベッドと同様に算定すること。
- コ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。
 - (ア) 宴会場等の部分
 - (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分
 - (ウ) 椅子席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）
 - (エ) 前(ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分
- サ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。
ただし、令第24条及び令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとする。 (第2-6図参照)

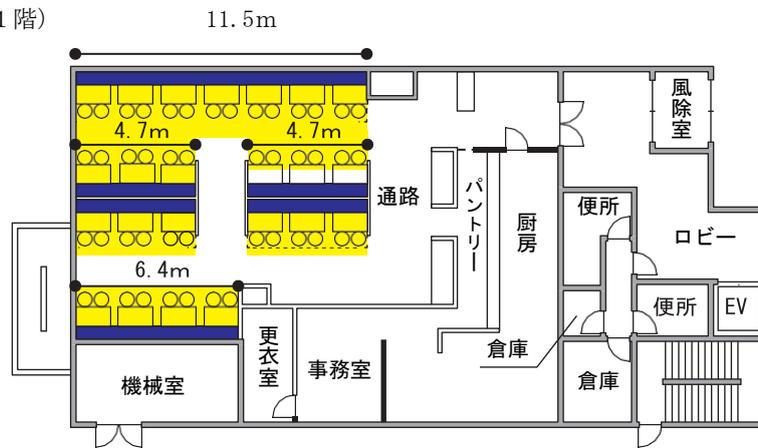


- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、令第24条の規定を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、令第25条の規定を適用する。

第2-6図

(ホテルの算定方法例)

(1階)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式の椅子席（長椅子）

- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

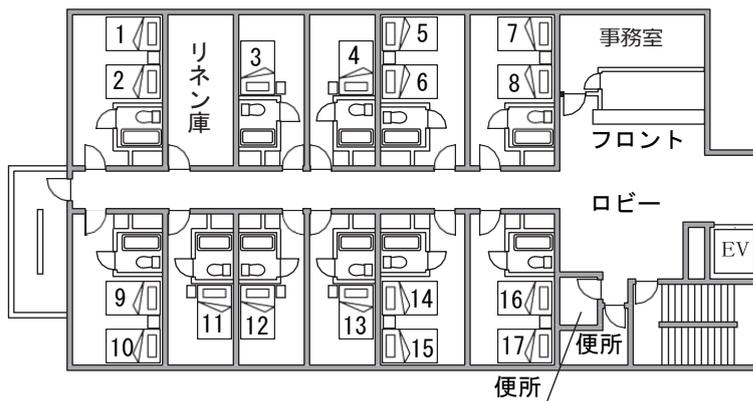
その他の部分

- ・ $(11.5\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (6.4\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2) + (4.7\text{m} \times 1.5\text{m} \div 3\text{m}^2 \times 4\text{か所})$
 ≈ 5 人 $+ 3$ 人 $+ 2$ 人 $\times 4$ か所 $= 16$ 人

※その他の部分の客席は横幅 $m \times 1.5\text{m}$ を占有すると考慮する。▲

1階 階収容人員：93人

(2階)



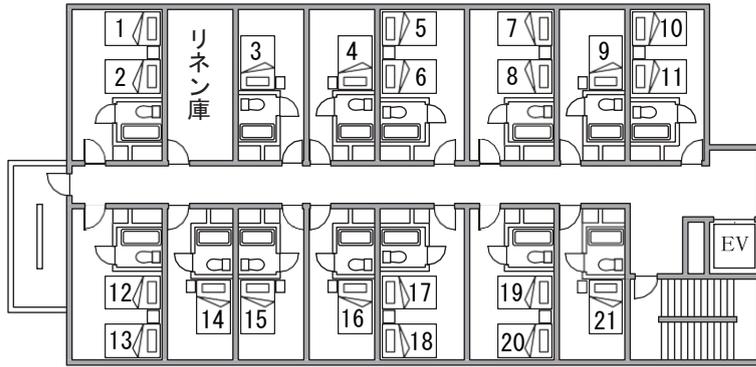
○従業者の数：3人

○洋式の宿泊室

ベッドの数：17→17人

2階 階収容人員：20人

(3階～7階)



○従業者の数：0人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：21→21人

階収容人員：21人×5＝105人

棟収容人員：218人

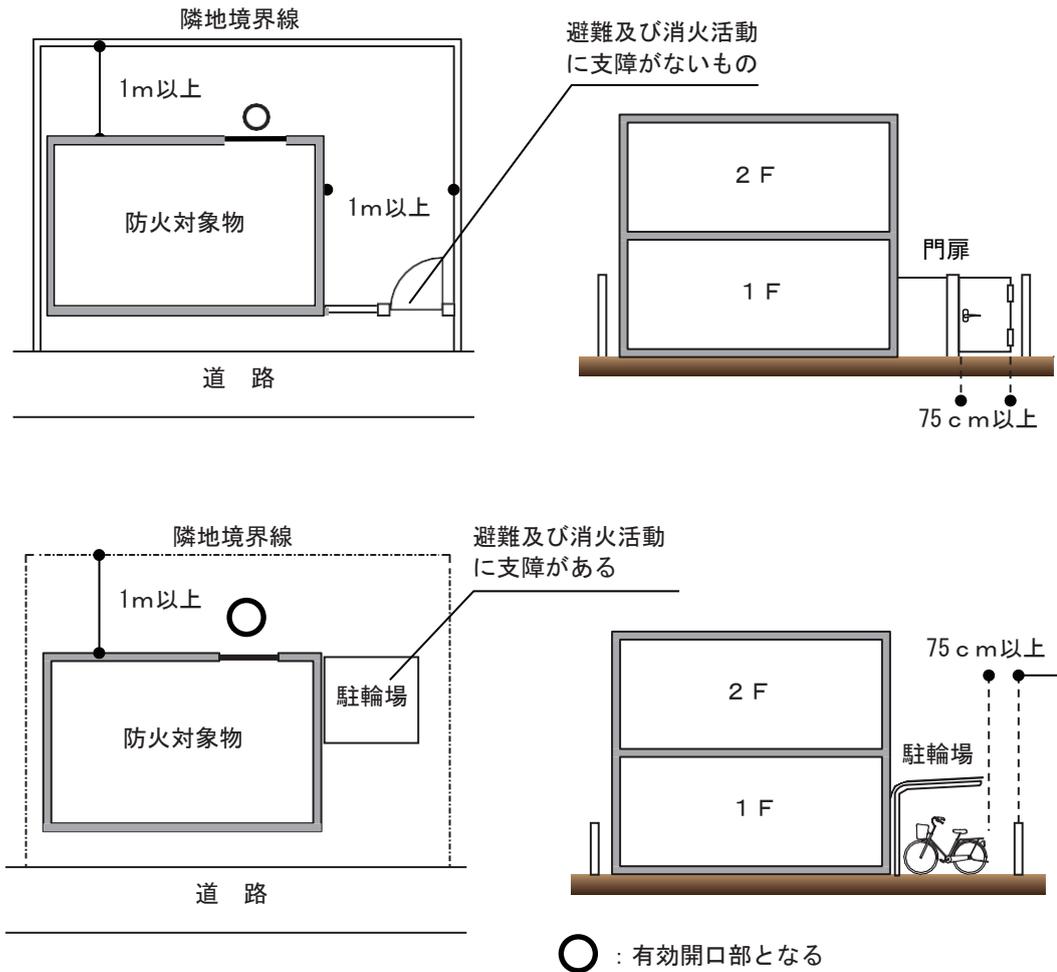
第2-7図

第4 無窓階の取扱い

2 開口部の位置

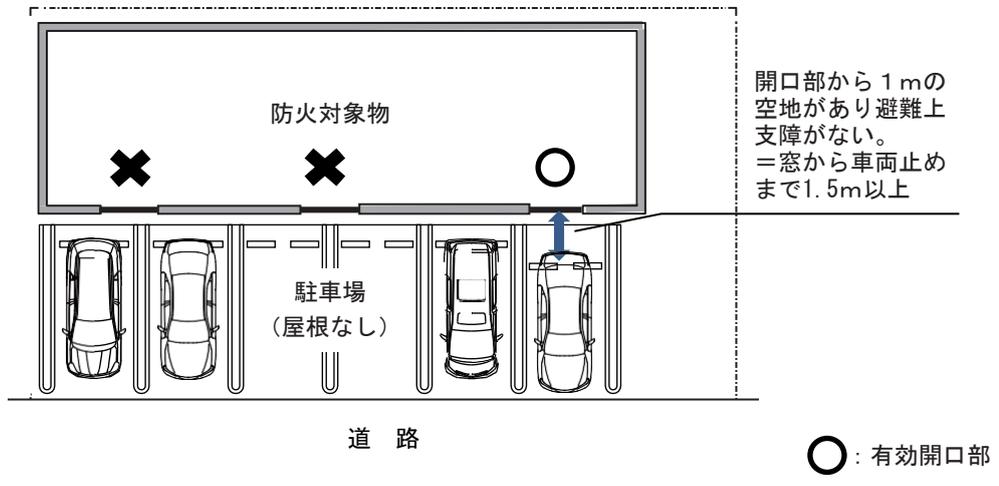
(2) 次に掲げる場所は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-6図参照）。ただし、門扉・駐輪場・室外機等により部分的に狭くなる場合においては75cm以上確保すること。



第4-6図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-7図参照）。車両は避難及び消火活動上支障があるので1m以上空地を設けること。車両止めをもって空地を確保とみなす場合は1.5m以上開口部から離すこと。



第4-7図

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

6 付加設置

(2) 火気を使用する場所

エ 厨房設備（同一厨房室内に設ける厨房設備の入力合計が21kW未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）

第2 屋内消火栓設備

3の2 加圧送水装置（高架水槽方式を用いるもの）

(2) 機器は、規則第12条第1項第7号イ（ロ）の規定によるほか、次によること。

イ 貯水槽の材質は、耐火性能を有し、かつ、有効な防食処理を施した鋼板製又はステンレス鋼製であること。●

ただし、次による場合は、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（以下「FRP製」という。）にすることができる。（第2-17図参照）

(ア) 前3(1)イ(ア)の例による場所に設ける場合

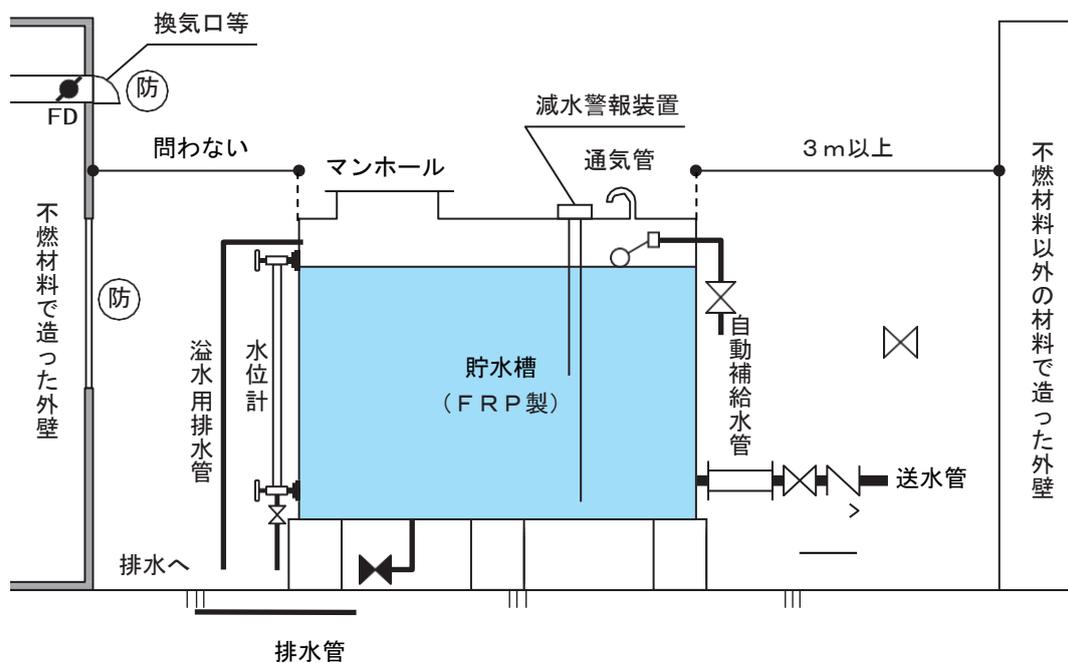
(イ) 次の全てに適合する外気に面する屋上等の場所に設ける場合

a 高架水槽面から当該建築物の外壁等及び隣接する建築物の外壁までの水平距離が3m以上離れていること。

ただし、外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

b 周囲3m以内に可燃物がないこと。

(屋上等にFRP製の高架水槽を設ける場合)



防 : 防火設備

: 常時開

常時開

第2-17図

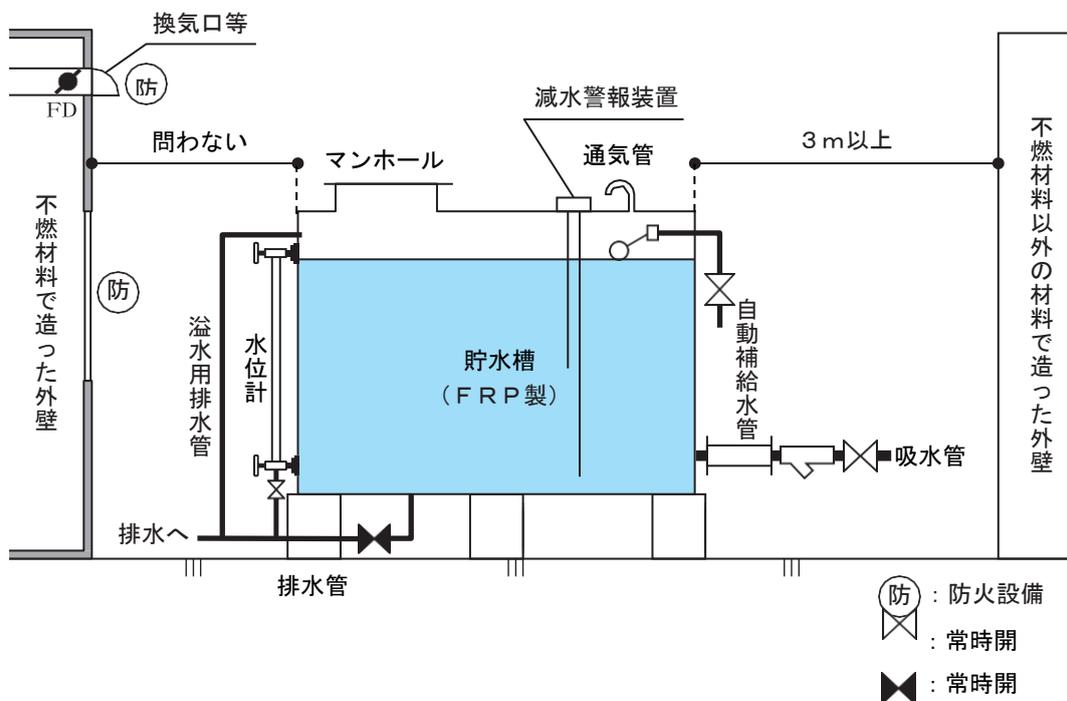
4 水源

(3) 水源水槽の構造

イ 床置き水槽

(イ) 床置き水槽は、前3の2(2) (アを除く。)及び前ア (キ) を準用すること。(第2-22図参照)

(外気に面する部分にFRP製の床置き水槽を設ける場合)



第2-22図

14 屋内消火栓設備の設置を省略することができる場合の要件

屋内消火栓設備については消防法施行令第11条第3項第1号イ、同項2号イ(1)、同号ロ(1)において防火対象物の階ごとに屋内消火栓を設けることとされるが、下記の要件を満たす場合には令第32条の規定を適用し、当該階に屋内消火栓設備の屋内消火栓設置を要さないものとして取り扱うことができるものとする。

- (1) 当該階の床面積が50平方メートル未満であること。
- (2) 当該階の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、下階に設置された屋内消火栓からホースを延長し、当該階の各部分に有効に放水することができること。

第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

1 主な構成

- (2) 受水槽式（直結・受水槽補助水槽併用式）のものを設置すること。▲

2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプを用いる加圧送水装置

- (2) 設置場所は、令第12条第2項第6号の規定にかかわらず、加圧送水装置に設ける補助水槽の材質をFRP製のものにする場合にあつては、次によること。▲

ア 屋内

専用の室又は火気を使用する設備以外の機械室その他これらに類する室に設けること。

イ 屋外又は屋上

加圧送水装置から建築物の外壁までの水平距離及び周囲の可燃物から3m以上離れていること。

ただし、外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合又は防火壁等により火災の影響を受けないものにあつては、この限りでない。

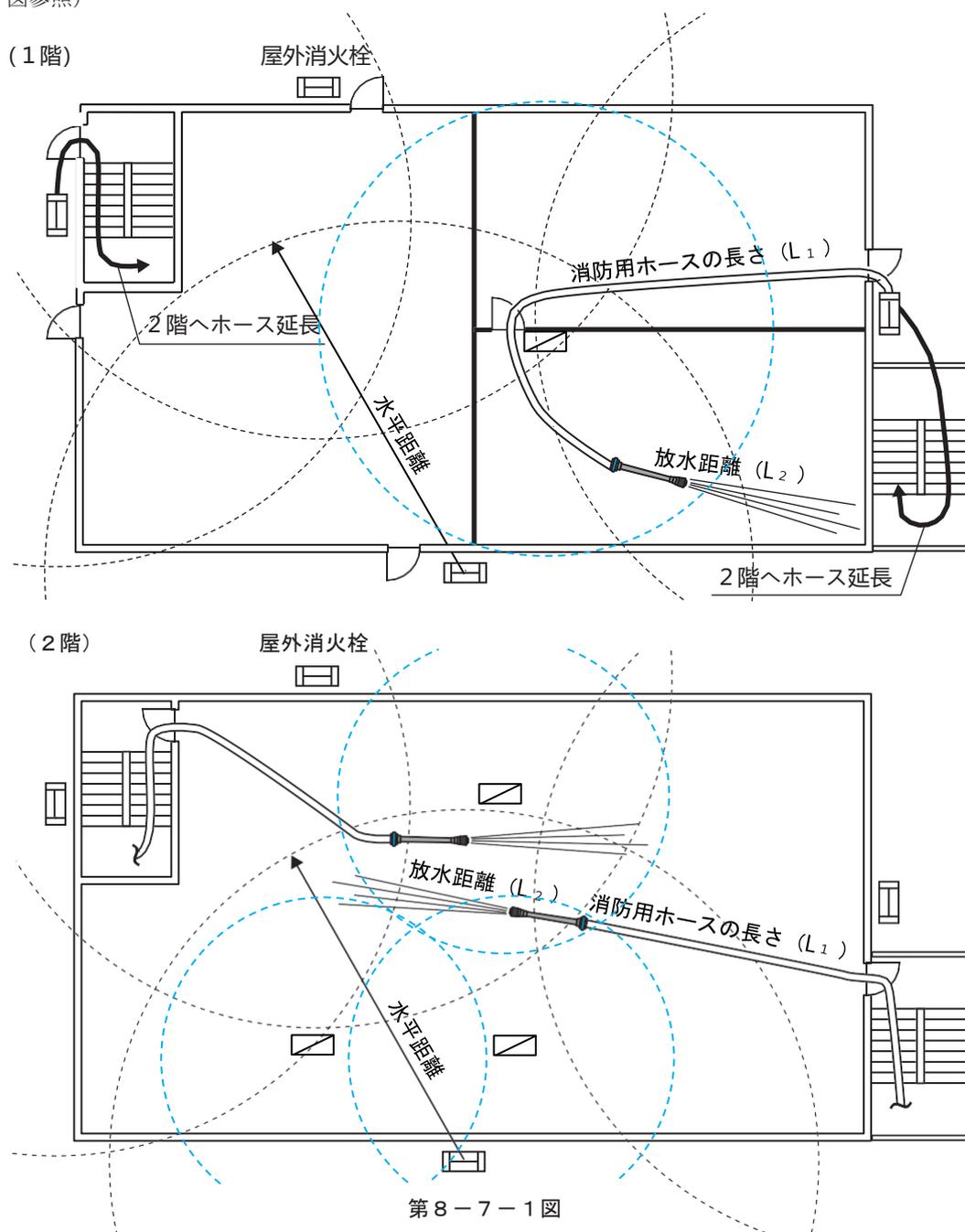
第8 屋外消火栓設備

7 屋外消火栓の設置位置

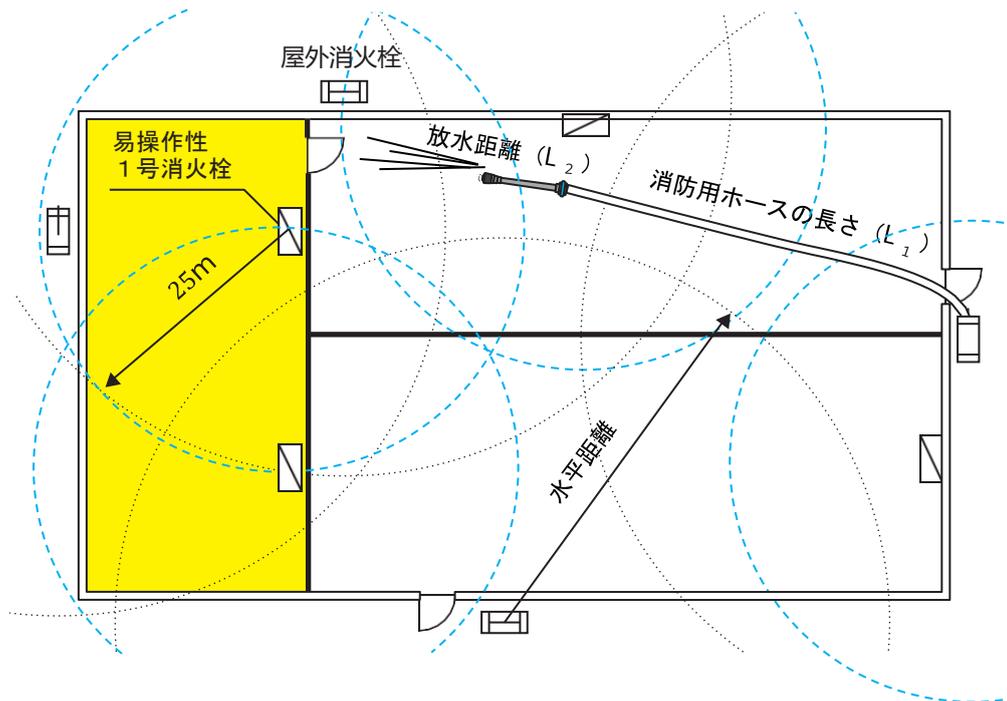
(2) 令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあつては、ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に放水できる部分をいい、この場合の放水距離はおおむね15mとし、設置する消防用ホースの本数は、屋外消火栓設備の警戒範囲の歩行距離を考慮して最大3本までとすること。▲（第8-7-1図参照）

なお、この場合における摩擦損失計算は、増設ホースを加算して計算すること。

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備（1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。）の設置が必要であること。●（第8-7-1図、第8-7-2図参照）



令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、
L₁ + L₂ 以下、かつ、ホース接続口からの水平距離が40m以下の範囲をいう。



建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下であっても、当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず、有効に消火することができない部分が存する場合は、屋内消火栓設備を設置する必要がある。

第8-7-2図

第10 自動火災報知設備

5 感知器

- (1) 感知器は、規則第23条第4項から第7項までの規定によるほか、次により、設置場所の環境状態に適応するものを選択すること。●
なお、熱感知器で、粉じん、腐食性ガス等の発生するおそれのある場所に設けるものにあつては耐酸型又は耐アルカリ型の感知器と、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては防爆型の感知器と、水蒸気が著しく発生するおそれのある場所に設けるものにあつては防水型の感知器とすること。
ウ 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器にあつては、次によること。
(ア) 「就寝施設として用いる居室に設置する感知器」については、特に規定なし。

15 建造物に対する運用

- (5) 小規模な階における自動火災報知設備の総合盤（発信機、表示灯及び地区音響装置）の取扱いについて、下記の要件を満たす場合には令32条を適用し当該階に自動火災報知設備の総合盤の設置を要さないものとして取り扱うことができるものとする。
ア 当該階の床面積が50平方メートル未満であること。
イ 当該階の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、屋内側の壁が1面以上常時解放されており、下階から容易に視認及び下階に設置されている地区音響装置の鳴動が容易に聞き取ることができること。

第15 避難器具

3 避難器具の設置

- (5) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、救助袋とすること。▲

5 避難器具の設置方法等

- (4) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご
エ はしごつり元側については、屋内側（内向き降下）とすること。▲

第16 誘導灯

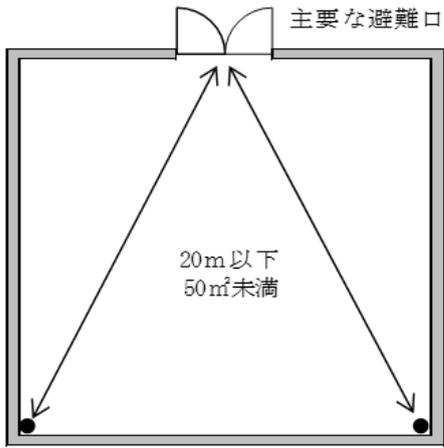
10 無窓階における誘導灯の設置免除の特例について

消防法施行規則第28条の2第1項第1号において避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物の階のうち、避難階にあつては無窓階、避難階以外の階にあつては地階及び無窓階を除くこととされるが、下記の要件を満たす場合には令32条を適用し、当該避難口に避難口誘導灯の設置を要さないものとして取り扱うことができるものとする。

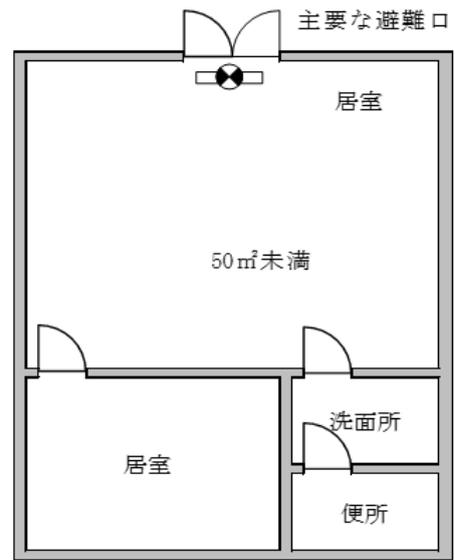
- (1) 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下であること。
- (2) 居室の床面積が50平方メートル未満であること。

【避難階】

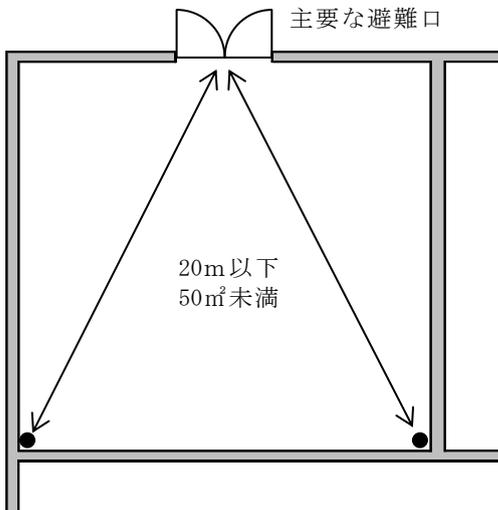
- ・不要となる場合



- ・必要となる場合

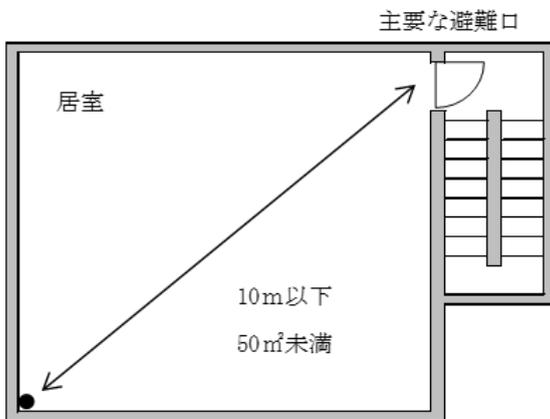


- ・不要となる場合（建物の一部で区画）



【避難階以外】

- ・不要となる場合



- ・必要となる場合

